

令和元年第6回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月20日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深 水 滋 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	玉 井 喜 廣
教 育 長	中 村 正 一	会 計 管 理 者	泉 原 功
総 務 課 長	二本松 正 広	政 策 推 進 課 長	岡 本 隆 司
観 光 未 来 創 造 課 長	竹 内 正	税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次
環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸	福 祉 課 長	佐 野 明 子
保 健 医 療 課 長	山 口 勉	建 設 水 道 課 長	飛 永 浩 志
農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩	パ レ ア 文 化 課 長	藤 本 斉
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第58号 若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第59号 若狭町旧逸見勘兵衛家住宅条例の制定について
- 日程第 4 議案第60号 若狭町観光振興基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施

- 行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 6 議案第 6 2 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 6 3 号 若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 4 号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 5 号 若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 6 号 若狭町観光宿泊研修施設条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 6 7 号 令和元年度若狭町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 6 8 号 令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 6 9 号 令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 7 0 号 令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 7 1 号 令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 7 2 号 令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 7 3 号 令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 7 4 号 若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 7 5 号 若狭町えびす荘の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 7 6 号 財産の処分について（若狭町観光ホテル「水月花」）
- 日程第 21 請願第 4 号 老朽原発の稼働等に関わって関西電力からの説明を求めることの請願
- 日程第 22 議員の派遣について

(午前10時14分 開会)

○議長（島津秀樹君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番、小堀信昭君、13番、小林和弘君を指名します。

～日程第2 議案第58号から日程第21 請願第4号～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、議案第58号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から日程第21、請願第4号「老朽原発の稼働等に関わって関西電力からの説明を求めることの請願」までの20議案を一括議題とします。

この20議案については、去る12月3日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、辻岡正和君。

○総務産業建設常任委員会委員長（辻岡正和君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、令和元年第6回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案10件及び請願1件であります。

議案審査のため、12月10日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

まず、議案第58号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」ですが、これは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めるための条例を制定する必要があるためのものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、非常勤職員は毎年1年間で契約しているが、改定の対象になるのか。

答、現在、臨時職員、パート職員等は、全て会計年度任用職員という位置づけとなる。ただし、任用期間は会計年度で区切るという制度上の取り決めがあるので、契約は1年ごとの契約となる。

問、新たに期末手当が支給されるということだが、月給と期末手当を合わせて調整をし、年間の給与自体が現状とあまり変わらないのではないか。また、扶養の関係や時間制約等について、ある程度個別に対応していくのか。

答、町として考えているのは、現在支給している賃金を下げない方向で考えている。扶養に関してはいろいろ問題が出てくるが、調整をしながら個々に対応していく。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅条例の制定について」ですが、これは、豊かな自然とすぐれた地域資源を活用して都市等との交流を推進し、もって観光の振興と地域の活性化に資するための宿泊施設として、旧逸見勘兵衛家住宅を設置するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、1泊食事なしで1万5,000円の宿泊料は高いのではないか。

答、将来的にインバウンドを見据えた料金に設定している。あくまでも条例の利用料金については、上限設定で、最終的には、指定管理者が一番妥当である金額、集客・誘客をできる金額を設定し、その金額をもって計画を出してもらい、運営していく。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「若狭町観光振興基金条例の制定について」ですが、これは本町の観光振興を図ることを目的として、観光振興基金を設置するものです。

説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」ですが、これは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の改正が必要となるためのものです。

説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」ですが、これは成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の改正が必要となるためのものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、人権を尊重することで、採用等で、欠格条項で、成年被後見人又は被保佐人の対象者制限を国の法整備に伴い削除するということであるが、成年被後見人等の位置づけをされている方が公務員採用試験等で応募されることへの対応はどうするのか。

答、採用試験等では、一概にこのことを取り入れることは難しい場合がある。法律の施行に伴い条例整備をして準拠するが、今後、採用試験を実施する上で要綱の内容を検討していきたい。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」ですが、これは令和元年8月7日に出された人事院勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の改定を行うためのものです。

説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、これは、令和元年8月7日に出された人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料の改定を行うためのものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、若狭町は行財政改革を進めているということだが、現在の行財政改革の効果はどうか。

答、行財政改革の集中改革期間としての3年間で、一生懸命に取り組んでいる段階で、初年度であった平成30年度の効果は、行財政改革プランに沿った内容で、ほぼ減額については達成できている。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「若狭町観光宿泊研修施設条例の一部改正について」ですが、これは令和2年4月1日から若狭町観光ホテル「水月花」を有限会社せくみ屋に譲渡するため、条例の改正が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、梅丈ランドテニスコート、ゲートボール場は、指定管理者はせくみ屋か。それから、施設の土地で町有地以外の所有は何軒あるのか。そして、若狭町観光ホテル「水月花」地域連携協議会は解散するのか。

答、指定管理者はせくみ屋で、施設の土地は3軒であるが、中で個人的に分かれていて、契約自体は5件となっている。それから、地域連携協議会は当分の間、継続していく。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」ですが、これは施設において、指定管理の期間が今年度末で満了するため、令和2年度からの指定管理を若狭町えびす荘を有限会社彩石に指定するものです。

説明を受けた後、質疑に入りました。質疑の中での意見として、

意見、指定管理者がやる気十分であり、サービスもよくお客も皆喜んでいるので、来年からもぜひ続けてほしいと思う。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「財産の処分について（若狭町観光ホテル「水月花」）」ですが、これは、令和2年4月1日に若狭町観光ホテル「水月花」を有限会社せくみ屋に譲渡するためのものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、これまで若狭町は、施設修繕費も多く支出をしてきたので、譲渡額が安過ぎるのではないか。

答、現在は官から民への時代であるので、このようにした。譲渡価格であるが、設備投資額、そして、今までの評価額を勘案してせくみ屋と交渉をし、議論をして双方が落ちつくところが1億2,500万円であった。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号「老朽原発の稼働等に関わって関西電力からの説明を求めることの請願」は、若狭町一般住民と関西電力とが話し合える機会を設定するか、そのことを若狭町長に要請するものです。

まず、紹介議員である北原武道議員より、請願内容について説明を受けた後、質疑に

入りました。

問、関西電力に原子力発電若狭町環境安全対策協議会で説明をしたいという希望があり、そこで住民に参加してもらい、一緒に説明をしてもらえればよいと思うが。

答、この請願は、若狭町一般住民と関西電力とが話し合える機会を設定することを議長から申し入れをしていただくか、それを町長から申し入れしていただくということである。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、賛成者はなく不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

教育厚生常任委員会委員長、藤本武士君。

○教育厚生常任委員会委員長（藤本武士君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、令和元年第6回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第65号「若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について」、議案第74号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」の2議案であります。

議案審査のため、12月11日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

議案第65号「若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、医療費の助成対象者の見直し及び住所地特例施設の定義の明確化を図ることに伴い、条例の改正が必要となるものです。

それでは、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、身体4級については、町からの医療費助成をなくし、全額自己負担とするということである。福祉の後退になった感じである。今までは、町が3分の1助成をしていたものが今後は全額自己負担となる。なぜ助成を廃止することになったのか。国も財政が厳しいので、議案説明資料には「助成の重点化」と記載しているが、福祉の切り捨ての一環ではないのか。

答、確かに後退というニュアンスで伝わってしまうところはあるかもしれないが、対象者の大半の方は下肢の障害を持っておられ、4級であっても何の医療費がかかっていたかと確認をすると、下肢の疾患により入院をされたわけではない場合が非常に多かつ

た。このように定義づけができないところがかかり見受けられ、今回、身体4級の方については、廃止の方向で考えたということが理由である。

問、これは若狭町独自に考えたのか。

答、今回は若狭町としての判断となる。県内市町を確認すると、嶺北の各市町については、県の助成が廃止された時点で、身体4級の医療費助成については、全て廃止となった。嶺南各市町では、敦賀市も廃止されているが、おおい町は全額助成、小浜市、美浜町、高浜町は2分の1を助成しており、各市町によって助成率はさまざまであるが、全体の方向性では、県の支援がなくなった段階での判断で廃止の方向に向かっている。

問、住所地特例を改正するのは若狭町だけなのか。それとも、他市町についても同様の改正をするのか。

答、この条例については、各市町によって定義づけの違いがある。その中で、若狭町においては、今回、はっきりとさせるといふことで改正をしたいということである。

問、例えば、若狭町の方が他市町の施設へ入所された場合、若狭町が医療費を負担する。逆の場合は他市町が負担をするということであるが、このことについては、他市町も統一をしないとおかしくなるのではないか。

答、県内だけではなく、県外の市町から転入される方もおられる。少なくとも、もともと若狭町に住所があった方については、町として保障を考えていくということを考えている。逆に、町外から転入をされる方についても、その方がおられた住所地のある市町の判断になるため、そこは調整していかなければならないところだと思っている。それにより、医療費助成が受けられなくなるという方も実際には出てくることも十分考えられると思っている。

問、若狭町の問題ではないと思うが、他市町から若狭町の施設に入った場合に、医療費助成が受けられない場合が出てくるというのはぐあいが悪いので、他市町がもっと問題にして、県レベル、国レベルで、きっちりとするように、むしろ若狭町から要望をしていくことが必要ではないか。

答、大変大事なことだと思っはいるが、全国的に統一された制度ではないので、今後は要望等を考えていく必要はあるかと思う。

問、住所地特例で、現在、他市町から若狭町の施設へ入所された場合、その方の住所地があった市町が負担をしてくれず、若狭町へその方から請求があり、若狭町と他市町の間でトラブルが起こっているということはあるのか。そのようなことがあるから、指定をして改正するということなのか。

答、実際に県外から転入をされてきた方で、医療費助成が従前の市町の助成を受けら

れないという方がおられた。逆に、指定が曖昧になっていたために、転入された方で対象となっていた方がおられたということもあったので、ここは明確に区分をしっかりと決めていかなければ、取り扱いに違いが出てくるということで、今回、しっかり見直すということで改正することに至った。

質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論として、

私は、底辺の福祉ということで、非常に大事であると思う。小浜市、美浜町、おおい町、高浜町のいずれも手厚くしているということで、若狭町があえて全額自己負担を求めるといったことについては反対である。

賛成討論はなし。

討論を終結し採決の結果、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。議案第74号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」は、公益社団法人シルバー人材センターを指定管理者に指定するものです。

それでは、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、以前、このシルバー人材センターができたときには、年間赤字であるので、補助をしてほしいということが数回あったと私は記憶している。それが議案説明資料では、法人等の概要の経歴・実績の欄で、「1億円の契約金をあげることができている」と記載してある。今までに収支報告は一度もない。役員氏名は記載してあるが、役員の給与体系がどうなっているかなど、さっぱりわからない。このような指定管理者の指定をする議案を審査するときには、そういった資料を提出するべきではないのか。

答、別途、シルバー人材センターの決算報告を提示をさせていただくので、それをお願いをする。担当課は政策推進課になるので、準備をして配付をさせていただく。

問、さとうみパークもシルバー人材センターが指定管理者となっているのか。

答、さとうみパークは、町で運営している。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

予算決算常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○予算決算常任委員会委員長（渡辺英朗君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、令和元年第6回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託

されました議案は、議案第67号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」から議案第73号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」までの7議案であります。

議案審査のため、12月12日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

議案第67号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,977万2,000円を追加し、予算総額を108億6,284万1,000円とするもので、歳入の主なものは、町税3,005万7,000円の増額、県支出金4,866万4,000円の増額、寄附金5,000万円の増額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

議会費は、職員の配置修正及び人事院勧告等による職員人件費の補正で324万1,000円の増額。

総務費は、ふるさと納税推進事業3,000万円の増額、ふるさと応援寄附金積立事業5,000万円の増額、職員人件費の補正など、全体で5,932万5,000円の増額。

民生費は、介護保険事業勘定繰出金44万円の増額、職員人件費の減額補正など、全体で1,120万1,000円の減額。

衛生費は、職員人件費の補正で1,566万5,000円の減額。

農林水産業費は、水田農業機械施設等整備事業2,973万8,000円の増額、有害鳥獣対策事業815万円の増額、農地等高度利用促進事業1,079万円の増額、職員人件費の補正など、全体で6,022万9,000円の増額。

商工費は、職員人件費の補正で2,636万4,000円の増額。

土木費は、職員人件費の補正で795万2,000円の増額。

教育費は、小学校教育振興事業27万1,000円の増額、職員人件費の補正など、全体で952万7,000円の増額であります。

以上が一般会計補正予算（第5号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、教育委員会関連では、

問、中学校教育振興事業の報償費9万6,000円は、不登校の生徒に対する支援ということだが、どのような内容か。

答、不登校の生徒については、担任教諭が定期的に家庭訪問をしており、日ごろの様子や勉強の内容を知らせ、生徒や保護者とコミュニケーションを図っているが、この事業を活用し、教員経験のある家庭訪問支援員を生徒の自宅に派遣する。

問、社会体育活動事業の報償費は、若狭東高校ラグビー部が花園で開催される全国高校ラグビー大会に出場する場合などに支給される激励金か。

答、若狭町出身者を対象に激励金を手渡している。

次に、農林水産課関連では、

問、有害鳥獣対策事業の豚コレラ緊急対策事業補助金440万円は、嶺南に養豚場はないが、イノシシの捕獲報償費に対して支出するのか。

答、対象期間中にイノシシを捕獲して、豚コレラの原因を少なくすることが目的であり、おり管理の方に1万円、止め刺しの方に1万2,000円の配分で報償費を支払う。

問、嶺南各地で捕獲されたイノシシが豚コレラに感染していないかの検査は行っているのか。また、豚コレラに感染したイノシシは捕獲されていないのか。

答、捕獲されたイノシシの一部から血液を採取して調べる検査を嶺南全域でも取り組んでいる。現在、検査結果が陽性であったという報告は受けていないが、一番近い地域では、南越前町で感染が確認されている。

次に、政策推進課関連では、

問、令和元年度のふるさと納税受け入れ額が、平成30年度よりふえている要因は。

答、前年度までは、インターネットの窓口となるポータルサイトが7社であったが、令和元年度より10社に増加したことで、受け入れ額がふえたと認識している。

問、ふるさと納税の返礼品には、どのようなものがあるのか。

答、昨年度の実績で、1位は米で約5,000万円分の寄附があり、2位はカニで約2,800万円、3位はフグという順に出ている。そのほかでは、若狭牛や梅干し、梅酒、スッポン、民宿の宿泊券などがあり、約170点の組み合わせで実施をしている。

問、ふるさと納税推進事業で5,000万円の寄附が見込まれているが、報償費と委託料で3,000万円の支出をすると、残る額は2,000万円となり、もう少し残るようにならないのか。

答、昨年度は、手数料や返礼品分として58%の支出であったが、令和元年度からは、おおむね50%を目指しており、ポータルサイトの手数料を据え置きにしてもらうなど調整をし、できるだけ残るように設定している。

次に、観光未来創造課関連では、

問、中山間地域所得向上支援事業を実施する主体は、農楽舎ではなく若狭町か。

答、事業主体は若狭町である。

問、農楽舎以外にも中山間地域で頑張っている事業者がおられると思うが、そのあたりの平等性をどのように保つのか。

答、この事業は、農林水産省の補助率10分の10のソフト事業で、限度額は500万円である。ぜひとも推進していくようにと農林水産省から後押しをされており、令和2年度にも予算化をする予定で、ほかの地域の事業者も考慮することができる。

次に、税務住民課関連では、

問、収納率については、前年度並みということだが、改善はしないのか。

答、滞納整理処分については、滞納整理機構と連携し、出納業務や収納業務がある担当課とも協力しながら、鋭意努力している。

質疑を終結し、議案第67号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」の討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第68号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、外国人被保険者の在留資格等に関するシステム改修の補正及び職員人件費の補正で39万4,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を18億3,073万7,000円に。

議案第69号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、職員の異動に伴い、総務管理費の節の区分を補正。

議案第70号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、職員人件費の補正及び第8期介護保険計画策定事業の補正など16万4,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を19億7,380万5,000円に。

議案第71号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、職員人件費と総務管理費の補正。

議案第72号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」は、処理施設の機器等の修繕及び新規加入に伴う宅内ポンプ設置工事の補正で、671万8,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を4億2,079万円に。

議案第73号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、施設の機器等の修繕及び下水道点検用管口カメラ購入の補正で、703万円を増額し、歳入歳出の予算総額を5億5,320万8,000円にするものです。

議案第68号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から議案第73号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」までの6

議案は、審査の過程において質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第58号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第58号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第58号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第59号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第59号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号「若狭町観光振興基金条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第60号「若狭町観光振興基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第60号「若狭町観光振興基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第61号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第61号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第62号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第62号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号「若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

本案に反対の討論を行います。

身体障害者4級の方の医療費自己負担分について、かつては、本町がその2分の1を補助していました。その後、改定し、現在は3分の1を補助しています。本案は、この3分の1をゼロにし、全額自己負担にするという改正案であります。

委員長報告にあったとおり、おおい町は全額補助、美浜町、高浜町、そして小浜市は2分の1を補助しています。身体障害者は社会的弱者です。社会的弱者は1人で暮らしているわけではありません。家族があり、地域のつながりの中で暮らしています。社会的弱者に優しい町は、地域に優しい町ということが出来ます。

私は、低所得者住宅政策を初め、本町の施策は、周辺市町に比べ必ずしも社会的弱者に優しい町とは言えないと常々感じております。

おおい町の全額補助は高望みとしても、美浜町、小浜市、高浜町並みに、かつての2分の1補助に戻すことが本当は望まれますが、それも譲って、せめて現在の3分の1は続けていただきたい、そのように思います。

以上、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいまの議案に対しまして、賛成の討論をいたします。

たしか1カ月ほど前、11月20日過ぎだと思いましたが、福井新聞に県の市町の財政指数が掲載されました。相変わらず若狭町は県の市町で最下位でありました。待ったなしの財政改革の中で、福祉についても例外ではありません。身体障害者4級については、例えば、足の悪い方の場合、他人の援助がなく、つえで300メートルは歩行可能というふうな場合だそうでございます。このような方が何かで入院されて、どういう原因かといったら、障害の対象になっている足腰の疾患ではなく、ほかの疾患で治療あるいは入院を受けているというケースが圧倒的であったというデータを町がいろいろ調べまして、そういうことになぜそんなものが必要か、そういうふうな考え方から変更したもので、私自身は、なるほど大変合理的な考え方である、このように判断いたして、本件には賛成をいたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第65号「若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第65号「若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「若狭町観光宿泊研修施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第66号「若狭町観光宿泊研修施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第66号「若狭町観光宿泊研修施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第67号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第67号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第68号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第68号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第69号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第69号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第70号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第70号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第71号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第71号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第72号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2

号) 」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第72号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第73号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第73号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第74号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の

指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第75号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「財産の処分について(若狭町観光ホテル「水月花」)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号「財産の処分について(若狭町観光ホテル「水月花」)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第76号「財産の処分について(若狭町観光ホテル「水月花」)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号「老朽原発の稼働等に関わって関西電力からの説明を求めることの請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

原案賛成、採択すべきだと、委員長報告に反対の討論を行います。

関西電力は、40年越えの原発、美浜3号、高浜1、2号機を運転するため、現在、突貫工事を行っております。

福島事故の後、「なんぼ何でも、40年を超えた原発は運転をやめてほしい」というのが多数の声でした。

本町は、3つの原発のどれからもUPZ圏内にあります。どれかの原発がもしも事故になったとき、その影響を受ける確率の高い地域であります。

本請願は、住民と関西電力が話し合える場をつくるよう、議会あるいは町長から関西電力に申し入れてもらいたいというものであります。

請願団体は、3原発の稼働に関して、不安な点、関西電力から説明を求めたい点として、1つ、老朽原発に特有な原子炉容器の脆性破壊の問題、2つ、使用済み核燃料の行き場がない問題、3つ、今度の4月から定期検査が簡略化される問題、4つ、不透明な原発マネー還流の問題を上げております。私は、いずれも曖昧にできない重要な問題であると思います。

原子力基本法は、「民主・自主・公開」という原子力三原則をうたっております。

この原則から言っても、関西電力は、これらの問題を本町住民にオープンに丁寧に説明する義務があります。

また、議会は、住民の要望に対して、その実現を図る義務があります。

委員長報告によると、原子力発電若狭町環境安全対策協議会、環安協ですね、ここで説明をしたいという関西電力の意向があるということでした。

環安協が住民の不安に応える場になるのかどうか、私は否定的な想定しかできませんが、それはさておき、本請願は、請願の趣旨に沿って議会が行動すること、つまり、関西電力と住民との話し合いの場を持つよう、議長が関西電力あるいは町長に対して要請すること、これを求めているものであります。

私は、本請願をきちんと採択し、議長がしっかり行動することが、本議会が「民主・自主・公開」の原則を守って行動する議会であるということを示すものになると思います。

以上、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

請願第4号に対する反対討論と言うほどでもないんですが、若干の反対の意思を申し上げます。

本件、関西電力から説明に來ると、若狭町に言っておるわけですから、若狭町の町民は、町に対していろんな要望をして、それを関西電力との話し合いの場でぶつけてもらったらい、このように実は思います。賛成討論、いろいろ一理あるなどは思いながら聞いておったんですけども、そういうふうな意味で、一応反対をいたします。せっかくこの場に立たせていただきましたので、少し話をさせてください。

原子力の必要性を認めるような話はいたしませんけれども、実はもうちょっと前向きな請願を出していただきたかったなと思います。

過日、スペインのマドリードで、環境の問題、COP25が開かれました。日本は大変不名誉な「化石賞」という賞をもらいました。というのは、全世界で一番CO₂の排出の多い石炭火力を使った発電をどんどんやめていく中で、日本は今、ふやそうとしているんですね。これは、原子力が今ほとんどストップしている、原子力の電力が使えない。再生エネルギーもまだそこまで到達できていないという環境から、今のみんなの日本人の生活を守るためには、今の電力が必要であるということで、石炭に実は移行しているという、これが大変な今、問題になっております。だから、原子力をどんどん進めと私は言いませんが、やっぱり最低限の原子力発電が必要。そのためには、安全をしつかりやっていただいて、何年まで続くかわかりませんが、最低限の原子力は維持しないと、やはり日本人のみんなの生活が今より極端に悪くなる。それを覚悟するなら、電気会社にいろんなクレームをつけてやればいいですけども、今の現状では、そういう意味から、安全を最優先に考えていただいて、東北でのああいう事故、ああいうことのないようにして、とにかく国民の生活、できたら、今のベースを守っていただけるような、そんな電力政策を願いたいな、このように思うものであります。ちょっと雑談をいたしました。失礼します。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第4号「老朽原発の稼働等に関わって関西電力からの説明を求めることの請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（島津秀樹君）

起立少数です。したがって、請願第4号「老朽原発の稼働等に関わって関西電力からの説明を求めることの請願」は、不採択することに決定しました。

～日程第22 議員の派遣について～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第22、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年第6回若狭町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月3日の開会以来、本日までの18日間にわたり、提案されました条例の制定と改正、令和元年度若狭町一般会計及び特別会計の補正予算、指定管理者の指定、また、財産の処分などの議案について終始熱心に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のため、なお一層の努力をいただきますよう希望するものであります。

さて、令和元年も残すところあと11日となりました。来年はいよいよ東京オリンピックが開催されます。外国より多くの方に当町を訪れていただき、若狭町が世界とつながる年になりますよう期待をするものであります。

皆様方には、健康に十分御留意いただきまして、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月3日の開会以来、本日まで18日間にわたり、条例関係をはじめ、令和元年度若狭町一般会計、特別会計の補正予算、指定管理者の指定など、数多くの重要な案件につきまして御審議を賜りました。その間、議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対しまして、本会議及び各常任委員会において御熱心に御審議いただき、心から厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、十分留意して、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、月日の過ぎるのは早いもので、ことしも残すところ、あと11日余りとなりました。ことし1年を振り返りますと、時代の節目となる出来事がいろいろとありました。

まず、4月には、統一地方選挙が行われ、新しい知事に杉本達治氏が当選をされました。今後も太いパイプで連携し、町の課題に対しまして、前向きに取り組んでいただけるものと期待いたしております。

また、1年間を通じ、国民の祝意の中、天皇陛下の御即位の儀式から大嘗祭に至るまでさまざまな行事がとり行われ、「令和」という時代が幕あけいたしました。この時代が、国民にとって、また、若狭町民にとって、夢と希望が持てる時代であるよう期待いたしております。

6月には、悲願でもありました県営河内川ダムの竣工式がとり行われ、供用が開始されました。今後は、利水・治水の機能を十分発揮できるものと思っておりますし、町の観光資源としても大いに活用していきたいと考えております。

また、9月の台風15号、10月の台風19号の上陸により、関東・甲信越地方から東北地方にかけて各地で大きな災害が発生いたしました。若狭町におきましては、大きな被害はありませんでしたが、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、今後とも防災体制を引き締めていきたいと考えております。

また、急激な少子高齢化が進む中で、膨らみ続ける社会保障財源を確保するために、10月1日から消費税が8%から10%になりました。

また、高速交通体系の中では、舞鶴若狭自動車道4車線化について、綾部・東舞鶴から順次工事が進められ、三方五湖スマートインターチェンジまで工事が着手されることが公表されております。

加えて、北陸新幹線若狭ルートにつきましても、新しい年を迎えますと、環境影響評価によりまして、ルート決定が公表なされると思っております。

新しく迎えます令和2年が希望と活気が満ちあふれた年になることを心から願っているところであります。

最後になりますが、正月元旦には、レインボーラインの特別営業がなされます。「レインボーラインの山頂から初日の出を見よう」というイベントを企画いたしておりますので、ぜひとも多くの皆さんにおいでをいただきたい、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、輝かしい新春を家族おそろいでお迎えになられますことをお祈りを申し上げ、私からの閉会に当たりましての御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午前11時36分 閉会)